



「強くしなやかな消防庁舎」の整備に向けて

上士幌消防庁舎 建設基本計画

平成 30 年 11 月 上士幌消防署

上士幌消防庁舎建設基本計画

目次

1	はじめに	
	はじめに	2
2	建設に向けた基本的な考え方	
	基本コンセプト	2
	3大施設機能～3Facilities	3
3	消防庁舎及び消防訓練場建設の条件・規模	
1	建物条件	5
2	外壁	6
3	内部	6
4	建築計画	7
5	構造計画	7
6	各諸室の計画	7
	(1) 各諸室の構成	7
	(2) 車庫配置予定車両	8
	(3) 主要諸室の規模及び機能	8
	(4) 附帯施設として必要な各室	19
4	事業費及び財源	21
5	整備スケジュール	21

1 はじめに

現在の消防庁舎は、昭和56年に上土幌町役場との合同庁舎として建設され、37年が経過しており、平成27年の耐震診断で倒壊危険ありと判断され、大規模災害時に消防機能が失われる可能性を有しています。

さらに、緊急車両（消防車や救急車など）の新規配備や大型化、職員数の増加などにより、著しい狭隘化をきたし、加えてNBC災害が現実的なものになるなど、近年の災害は極めて複雑多岐にわたることから、消防職員は常にあらゆる災害事象を想定した訓練を重ねることが重要であり、その対策が緊急の課題となっていますが従前の消防施設では訓練施設が無く十分な訓練も実施できず、苦慮している状況であります。

これらのことから、消防情勢や社会情勢を踏まえ、継続的な町民の安全と安心の確保のために、未来社会を見据えた高度な防災拠点施設の整備を図る必要があります、消防庁舎及び消防訓練場の整備を進めていく上での基本的な考え方を示し、設計業務の参考資料とするものです。

2 建設に向けた基本的な考え方

新しい消防庁舎の建設は多様化する消防ニーズへの対応と、地域防災対策を推進する為の拠点となる施設として、今後約40年間を見据えた施設であることが求められます。

よって、新しい施設については、常備・非常備消防施設や地域防災力の向上が図られる機能を備えた施設として整備していくこととします。

また、「上土幌セントラルベルト構想」の方針に沿った整備を進めるため、様々な世代や地域の人たちが、立ち寄りやすい雰囲気や交流しやすい施設とすることで防災コミュニケーションツールとしていくことを目指し、以下のとおり建設に向けた基本コンセプトを設定し、消防庁舎及び消防訓練場建設の基本的な考え方を示します。

基本コンセプト

「強くしなやかな消防庁舎」

新消防庁舎は、24時間体制で消防活動や人命救助などの非常時に対応すること、平時における火災予防・防災に関する啓蒙を行い、地域社会の防災力の向上を図り、災害時には上土幌町全体の機能が早期に普及・復興するための拠点とし、強くしなやかな消防庁舎を施設とすることを目指し、3大施設機能(Facilities)3Fを整備します。

3 3大施設機能 ～3Facilities～

F 災害拠点施設 (Disaster site Facilities)

- **安全で耐久性の高い構造**

大規模災害時における対応能力を最大限発揮できる建物構造及び設備の面で機能水準の高い施設として安全性・信頼性に富んだ消防庁舎とします。また、不測の事態に備えて、通信・電気・水道などのバックアップシステムを構築し、危機管理機能を有することと併せて保安対策としてセキュリティー機能の充実した庁舎とします。

- **情報化に対応し、災害を防止**

消防OA等業務の効率化を図るためのシステム及び災害時の消防局、町役場、北海道、防災関係機関との情報伝達手段の確保、平常時の防災・災害情報の早期把握のための構造、スペース等を考慮します。

- **災害活動用資機材の集約、保管**

災害時における活動拠点として、活動資機材を集約し、保管管理することで有事の際に早急に活動できる施設とします。

- **消防動線の確保と執務環境整備**

一般来庁者と緊急出動隊及び車両が交錯しない動線とします。また、消防隊員等の事務室、仮眠室から車両への動線は迅速な出動が不可欠であるため機能的な配置とします。

- **被災による消防機能の消失を防ぎ、継続した消防活動を保持**

災害時における活動拠点として耐震性・耐火性に優れ、大規模災害時における援助隊の拠点としての機能を果たす施設とします。

F 訓練施設 (Training Facilities)

- **実践的な消火訓練、救助訓練**

各種災害現場に対処する消防職団員の消火訓練、救助訓練等の実践的訓練施設とし、防火水槽1基及び消火栓1基を設けます。

- **住民の防災教育**

防災意識の向上を図るために、災害リスクや各種災害に対する防災教育、防災啓発を行い、災害時の「自助」「共助」の確立を目指し、個々人の意識を高め具

体的な対策をとるために、有用な防災教育を提供できる場を設けます。

- **各種防火団体等の育成**

幼年消防クラブなど、各種防火団体が利用しやすい施設とします。

- **消防訓練場の整備**

消防演習や消防団員の操法訓練、訓練礼式、放水訓練などを実施できる訓練場の整備をします。

F 人と環境にやさしい施設 (Everyone Facilities)

- **防災展示コーナーの設置**

一般住民をはじめ、幼少年などが災害等について情報を得ることができるPRコーナーなどを設置して、住民に防災情報を発信・提供できる機能を備えた庁舎とします。

- **一般利用可能なトレーニング室**

消防職員の体力錬成として必要不可欠なトレーニング室を一般住民にも開放することで消防行政を身近に感じてもらい、住民の健康増進も図りながら防災について考えてもらえる情報発信ツールのひとつとする施設を設けます。

- **省電力、冷暖房効率に配慮**

建物の長寿命化・維持管理の簡素化など、維持管理コストの低廉化を考慮した経済効率の高い庁舎を検討します。また、省エネルギー対応の設備やシステムの導入、自然エネルギーの活用など、エネルギー効果を高める工夫を心がけた庁舎とします。

- **気楽に立ち寄れるたまり場**

上土幌セントラルベルト構想の方針に沿った整備を進め、防災コミュニティ活動の拠点としてのたまり場を設けます。また、防災のシンボルとして、様々な世代や地域の人たちが、立ち寄りやすい雰囲気や交流しやすいスペースを設置することで消防庁舎全体を防災コミュニケーションツールとします。

なお、敷地内を重点的に緑化し、景観形成を図り、すべての人に開かれた庁舎としたデザインの徹底を図ります。

3 消防庁舎及び消防訓練場建設の条件・規模

1 建物条件

消防庁舎

- (1) 消防庁舎建設場所は、現消防署の北側〔河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地〕とする。
- (2) 敷地面積は、約4,200㎡〔70m×60m〕とする。
※付随し建設場所北側を、第2期用地〔約1,800㎡〕として計画的に整備予定。
- (3) 建物規模は「3 消防庁舎及び消防訓練場建設の条件・規模」を参考に、延床面積を約1,900㎡とする。
- (4) 舗装仕上げは大型車両の乗り入れを考慮し、強固な仕上げとする。
- (5) 車庫前に訓練・作業場としての一定のスペースを設け、歩道との境界線付近にグレーチングを設ける。
- (6) 駐車場（一般来客用・身障者用・職員駐車場）を設け、車両収納ライン（身体障害者は身障者マークを併記）を記入する。第2期取得用地と併せてレイアウトする。
- (7) 可能な限り緑化スペースを設ける。また、樹種は将来にわたり管理が容易なものとする。
- (8) 外部用アース付コンセントを設置する。
- (9) ごみステーションを設ける。
- (10) 外灯を設置する。
- (11) 建物管理が容易で、光熱水費が軽減できる諸設備を採用する。
- (12) 近隣建物に配慮し、出動車両のサイレン音や、指令放送音を低減するような建物配置とする。また、低騒音機器の採用や防音措置等を講ずる。
- (13) 地震による被害を最小限に抑えるため、外壁及び窓の落下防止、家具類の転倒防止並びに設備機器及び配管の耐震性の向上を図る。
- (14) 一般来庁者と緊急出動車両がなるべく交錯しないような車両動線及び建物配置とする。
- (15) 職員の勤務動線や、女性当直職員等に配慮する。
- (16) 生活スペースは温かみのある雰囲気を持たせる仕様とする。
- (17) 庁舎内外のどの場所においても指令放送を聞くことができるものとする。
- (18) 庁舎内で使用するドアは開閉時の事故を避けるため、極力、スライディングドアを採用する。
- (19) 敷地内に消火栓1基配置する。
- (20) 雨漏れ対策を十分施し、施工のみならず設計時点よりその対策を考慮する。
- (21) 庁舎を使用した訓練を行うため、必要な箇所の補強を計画時点より考慮する。
- (22) 屋外配管については、外構工事・機械設備工事・電気設備工事と整合を取り、交錯時の高さ等を考慮する。

- (23) 土地を有効活用するために将来ビジョンを見据えたレイアウトを行う。
- (24) 出動時の職員不在に伴い防犯セキュリティーを整備する。
- (25) 災害拠点施設としての機能を有するものとする。

消防訓練場

- (1) 消防訓練場は役場北側駐車場の東側〔河東郡上士幌町字上士幌東3線240番地〕とする。
- (2) 敷地面積は約3,080㎡〔77m×40m〕とする。
- (3) 役場北側駐車場と消防訓練場はG Lレベルを合わせて整備する。
- (4) 役場北側駐車場と消防訓練場の区別が出来るように舗装する。
- (5) 舗装仕上げは大型車両の乗り入れを考慮し、強固な仕上げとする。
- (6) 消防訓練場の周囲には取り外し可能なポールが設置でき、チェーンなどでゲート設営可能とする（進入制限）。
- (7) 消防訓練場の南側町道に車両の出入口を2か所整備する。
- (8) 役場北側駐車場と同様の排水設備を設ける。
- (9) 舗装には必要に応じて、訓練及び車両駐車に必要なラインを設ける。

2 外壁

- (1) 正面玄関付近に消防マーク及び赤色灯を設ける。
- (2) 防災拠点としてのランドマーク及びシンボル性（デザイン・色彩）を考慮する。
- (3) 夜間訓練及び出庫時用の大型照明（LED照明）を設ける。
- (4) ホース乾燥塔最上部にサイレン及びデジタル無線アンテナを設ける。

3 内部

- (1) 昼間の明るさ（自然採光）を考慮した開口部を設ける。
- (2) 床は用途に応じたもので、耐久性に富み、かつ清掃のしやすい材質とする。
- (3) 各室の扉、照明等のスイッチは災害出動時の動線を考慮して構造・方向に配慮したものとする。
- (4) 住民の使用するスペースはユニバーサルデザインに配慮した構造とする。
- (5) 階段・廊下は、災害出動を考慮したスペース、構造とする。
- (6) 各窓にブラインド、網戸（必要な執務室）を設ける。
- (7) 各所に必要数のコンセント、一般加入電話（転送可能）を設ける。
- (8) 各居室には室名を表示する。
- (9) 各室に必要な物品庫を設ける。

4 建築計画

(1) 平面・動線計画

- ア 各部門、諸室の特性を把握し、機能性を重視した平面計画とする。
- イ 緊急時の出動動線や、消防救急活動後の衛生面（汚れの持ち込みなど）を考慮したゾーニング、動線計画とする。
- ウ 階段及び廊下は、明快で利用しやすい位置構成とする。
- エ 執務スペース（事務室、書庫）と待機スペース（食堂、仮眠、浴室）は完全分離とし、動きやすい動線とする。
- オ 来庁者の玄関と職員出入口、及び来庁者の動線と職員の動線を区別する。

(2) 断面計画

- ア 各部門、諸室の特性を把握し、適切な階高設定・階層構成とする。

5 構造計画

(1) 公共建築物構造計画の用途係数区分：1. 5

(2) 構造体の耐震に関する性能については、消防署の災害時における救援機能の保持が必要なため、「官庁施設の総合耐震計画基準」より、以下のとおりとする。

構造体の耐震安全性能の分類：I類
建築非構造部材の耐震安全機能の分類：A類
建築設備の耐震安全性の分類：甲類

(3) 各種機器の荷重を考慮した構造計画とする。また、訓練塔においては、放水による水の重量・機材の衝突等による耐衝撃性を考慮する。

6 各諸室の計画

各部門（室及びスペース）において、諸室及びその内容を以下に示す。

(1) 各諸室の構成

区分	諸室
庁舎内	玄関ホール、職員用出入口、車庫及び屋内訓練スペース、救急消毒室、救急資機材庫、待機室（休憩室）、出動準備室、活動用資器材庫、油庫、工作室、ボンベ充填室、仮眠室、洗面室、脱衣室、浴室、男女更衣室、消防署長・団長室、署事務室、団員待機室、食堂、厨房、会議室、研修室（防災研修室）、無線制御室、書庫（備品庫）、収納、トレーニング室
その他	電気室、機械室、階段室、廊下等スペース、男女トイレ（各階）
附属建物等	訓練塔、訓練スペース、車両転回スペース、来客駐車場、職団員駐車場、駐輪場、備蓄庫、消火栓及び飲料水兼用防火水槽、緑化

(2) 車庫配置予定車両

区分	車種	長さ×幅×高さ (cm)	総重量 (kg)	備考
配置予定車両	タンク車	815×249×315	14,730	署車
	大型水槽車	919×249×315	21,915	署車
	高規格救急車	564×189×260	3,255	署車
	指令車	476×187×202	2,315	署車
	タンク車 (1号)	748×230×272	9,475	団車
	タンク車 (2号)	730×237×274	9,945	団車
	広報車	484×188×227	2,680	団車
	器材車	480×162×270	4,930	団車
	輸送車	624×201×262	4,930	団車
	ボートトレーラー	469×220×198	660	配置予定
	ミニローダー	414×202×237	5,120	その他
	予備車	指令車以上	不明	その他

(3) 主要諸室の規模及び機能

主要諸室の規模及び機能は、次のとおりとする。

室名	所要面積 (㎡)	所要機能
玄関ホール (エントランス)	面積に併せ適宜	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設の入口として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎案内板を設置し、庁舎の玄関として相応しい空間とする。 ・消防局消防指令センター直通電話を設ける。 ・防災展示スペースを考慮する。 ・住民のたまり場として自然に防災意識を向上できる空間とする。 ・開放的な空間を演出する。 ・free wi-fi スポットとし接続時に防災情報を提供する。 ・夜間来客対応用のカメラ付きインターホンを設ける。 ・災害支援型自動販売機設置スペースを設けること。

職員用出入口	面積に併せ適宜	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設職員の出入口として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者との動線を考慮して設置する。 ・職員用の下足箱を設置する。
車庫	約 680 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配備車両を収納する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冬期間の暖房（10°C程度に保持）設備を設ける。 ・車庫の床面は、大型車両の駐車に耐え得るものとする。 ・車両手入れ等の作業スペースを設ける。 ・緊急車両の迅速な出動に配慮した計画とする。 ・車両への乗り込みが迅速に行えるように適切な間隔で車両を駐車できる計画とする。 ・車両の間隔は 1.5m以上、車両と壁・柱などの間隔は 2m以上とし、天井高は有効 5m以上確保する。 ・救急車庫と消防車庫を区画し、相互に行き来できる扉を 1箇所設ける。 ・車両の排気ガス対策として、排気ガス浄化・排出システム（電動巻取式センサー付）を設ける。換気方法は車両ごとに行い、排気ファンによって吸引し、浄化装置によって浄化後、周辺環境に配慮した位置に設置した屋外の排気口より排出する。 ・排気ガスが庁舎室内に侵入しないよう配慮する。 ・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配をとり、車庫内に排水溝を設ける。 ・車両出来口にオーバースライドドアを設ける。オーバースライドドアは、車両等感知センサーによる誤作動防止及び故障時・停電時に容易に開放できる機能を付加し、内外部よ

		<p>り遠隔操作（リモコン操作）ができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫内に消防ホース 200 本を収納できる棚を設置し、その他スペースを有効活用するための棚等を適宜設ける。 ・消火薬剤 30 缶を含む、物品保管用に強固な構造の棚を設けること。 ・ポート置き場を考慮し、他の器材等も保管できるスペースを確保し、収納品の搬出を容易にできる構造（ホイスト等）を考慮する。 ・洗車機を設ける（各所に洗車用の混合水栓） ・機器充電用のコンセントを設ける。
救急消毒室及び救急資機材庫	約 20 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動で汚染された衣類、資機材等の滅菌消毒・洗浄等を行うスペース。 ・救急資機材の滅菌消毒作業や救急用資機材、薬剤保管スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急隊員ロッカーの配置スペースを設ける。 ・救急車両の駐車位置に隣接し、車庫から直接出入りできるものとする。 ・入り口ドアの開閉は、センサー式（足センサー等）直接手で触れなくても容易に開閉できる構造とすること。 ・シンクを設け、シンクの水栓は長レバーハンドル式とする。 ・自動手洗い場所（手指洗浄・消毒器、うがい器、温風式手指乾燥器）を設ける。 ・汚物流し台を設ける。 ・消毒室及び資器材庫に紫外線滅菌器を効率よく設置すること。 ・汚染物の洗濯機スペースを設置すること。 ・床は耐水床とし、グレーチングを設ける。 ・臭気除去のための強力な換気装置を設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・救急資機材（訓練用人形6体含む）の滅菌消毒器や救急用資機材の保管を無理なく行える構造とする。 ・酸素ボンベ収納棚を設ける。 ・救急薬品を厳重保管できる構造とすること。
待機室（休憩室）	食堂・厨房に併設	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災や救急出動に即応するための待機室を設ける。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出動の際の動線を考慮し、待機室-出動準備室の動線を確保する。 ・災害情報モニターの設置。
出動準備室（署員）	約 20 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員防火衣装着スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫に隣接し、出動の際の動線を考慮し出動準備室は、車庫の動線を確保する。 ・職員用の防火衣ロッカーを設置する。 ・災害用モニター及び指令電装出力装置の設置。
出動準備室（団員）	約 35 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団員防火衣装着スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団車両駐車スペースに団員用の防火衣ロッカーを設置する。
活動用資機材庫	約 45 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用資機材を保管するスペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫から直接出入りできる動線を確保する。
油庫	約 10 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エンジンカッター、発電機等の燃料を保管するスペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫から直接出入りできる動線を確保する。

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内貯蔵施所としての機能を有する。
工作室	約 20 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利看板製作等の制作及び修理を行うスペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫から直接出入りできる動線を確保する。 ・簡易工作卓の設置。
仮眠室	約 68 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当直勤務者（最大 8 名）の個室仮眠室（8.5 m²/室）として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮眠室は、出動準備室の動線を確保する。 ・プライバシーに配慮した設計とする。 ・採光及び通風を配慮した設計とする。 ・出動指令に伴い動線上の通路に自動点灯機能を設けること。また、各室には放送用スピーカーを設置すること。 ・各室にエアコンを設ける。 ・各室に収納を設ける。 ・各室にコンセントを設ける。 ・照明や空調スイッチは操作しやすい場所に設ける。 ・仮眠室の扉は静粛性の高いものを使用する。 ・1 室は女性隊員専用とし、内部から施錠ができる構造とする。
洗面室、脱衣室、浴室	約 25 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応、訓練及び起床後の洗面、シャワー等に利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同時に複数使用可能な洗面化粧台を設置す

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員分の洗面用具が収納できるロッカー及び棚を設置する。 ・浴室 1 室を設ける。 ・脱衣室は内部から施錠ができる構造とする。 ・脱衣棚を設ける。 ・洗濯スペースを設け、洗濯物を乾燥させるものを設ける。
男子更衣室	約 15 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男子職員の更衣スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りプライバシーに配慮した設計とする。 ・職員分のロッカーの設置。
女子更衣室	約 5 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子職団員の更衣スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限りプライバシーに配慮した設計とする。 ・職団員分のロッカーの設置。
ボンベ充填室	約 6 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気ボンベ充填スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気ボンベ充填機設置場所の設計をする。 ・空気ボンベ保管棚の設置。
消防署長室・消防団長室	約 35 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署長及び消防団長用の執務及び応接室。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・執務机、応接机及びキャビネット等の備品家具類には統一感を持たせる。

消防署事務室	約 150 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員が執務する事務室。 ・職員数は別紙（上士幌消防防災庁舎構成施設計画 施設規模の算定）を参照のこと。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OAフロアとする。 ・事務室と来庁者のスペース間に適宜カウンターを設ける。 ・壁面は造り付けキャビネットとして天井まで利用する。 ・解放感に満ちた雰囲気を出すために方位や窓等の取り方に配慮すること。 ・事務室と車庫の動線や幅員に配慮すること。 ・応接スペースを設け、住民相談や各種届出等処理する場所を確保すること。 ・災害情報や出動指令をモニタリングすること。 ・コピー機等のスペースを設けること。 ・行事予定用及び掲示板用ホワイトボードを設置する。
消防団員待機室	約 70 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分団詰所。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴代分団長写真の掲示スペースを設けること。 ・ホワイトボード、掲示板を設ける。 ・給湯室及び流し台を設ける。

<p>食堂、厨房</p>	<p>約 45 m² (待機室と併せて)</p>	<p>【用途】 ・職員の食堂及び待機室として使用するスペース。</p> <p>【機能】 ・厨房設備（コンロはガス方式）は当直人数に対応したものを設置すること。 ・食器棚、レンジフード等のキッチンシステムを設ける。 ・床は防水加工とする。 ・食堂内に手洗い専用栓を設けること。 ・給湯器を設けること。 ・待機室は小上がりスペースを設けること。 ・テレビアンテナ用端子を設ける。</p>
<p>研修室</p>	<p>約 200 m²</p>	<p>【用途】 ・各種式典、研修会、トレーニング、災害時避難スペース。</p> <p>【機能】 ・可動間仕切で分割できる構造とする。 ・スクリーン・プロジェクター、音響・放送設備を設ける。 ・一般町民も利用可能な開放感あふれるトレーニングスペース及び施設を設けること。 ・トレーニング設備として、筋力トレーニングマシン、持久力トレーニングマシン、体力測定用具、ベンチプレス、バーベルセット等を備えること。 ・格技場（柔道）としても使用できるものとする。 ・壁面にフリーライミングウォールを設ける。（取り付け穴を多数設置しホールド位置変更可能とする。W5m×天井高） ※設置場所は庁舎内全体で検討可。 ・トレーニング等の騒音対策を考慮すること。</p>
<p>本団待機室（小会議室）</p>	<p>約 25 m²</p>	<p>【用途】 ・本団会議室及び各種会議スペース。</p>

		<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10人程度の会議スペースを設ける。
通信指令室・災害対策室・ 作戦会議室	約 40 m ²	<p>【用途】</p> <p>高機能消防指令システムモニタリング・デジタル無線制御及び災害発生時の災害対策本部機能スペース。</p> <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・OAフロアとする。 ・庁内外放送、サイレン、防犯システム、シャッター遠隔、照明等の操作盤を設ける。 ・災害時の災害対策室及び作戦指令室として情報収集端末を集約する。 ・災害状況及び活動内容の見えるかを図る（大型モニターの設置）。 ・関係機関との連絡網を確保する。 ・電話端子、テレビアンテナ端子、コンセント等を設ける。 ・消防事務室との連絡が容易にできるように隣接して設ける（アクリル板等で仕切り）。 ・指令システムの新設及び移設（署所端末装置・サイレン遠隔装置・無停電電源装置・無線受信機）を当組合の指令及び無線関連機器の保守契約業者である日本電気株式会社に行わせる。 ・白板を設置すること。
通信機械室・無線機械室・ OAサーバー室	約 10 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種精密機械の格納室。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信指令室に隣接する。 ・空調設備を設ける。 ・故障、メンテナンス時に作業のしやすい配置及び出入りとする。
書庫	約 30 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合及び消防課の書類、台帳保管スペース <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り事務所に接して配置し湿気対策

		等に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・可動式書架とし、6段×5連のハンドル式書架（両面式）を各係1棚、予備2棚、固定棚として2棚を設置すること。 ・可動式書架の移動スペースとして90cm程度確保すること。
倉庫	約 15 m ²	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> ・備品類保管スペース。 【機能】 <ul style="list-style-type: none"> ・事務用備品及び消耗品を保管する棚を備え付けること。
収納	面積に併せ適宜	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議及び講習会に使用する机、椅子を収納するスペース。 【機能】 <ul style="list-style-type: none"> ・各室に必要な面積を設ける。 ・物品の出し入れが容易にできる構造とする。
電気室・機械室	約 25 m ²	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の電気室及び機械室として使用する。 【機能】 <ul style="list-style-type: none"> ・電気室は、庁舎用電源を外部から受変電する機器を設ける。 ・発電設備は長時間形とし、100%負荷で72時間以上稼働できるものを設ける。 ・非常用発電機の設置スペースを設ける。 ・非常用発電機は浸水等の被害を回避すること。 ・各機器は低騒音、低振動で窒素酸化物等の排出が少ないものを設けること。 ・機械室は、給排水、空調設備等に必要となる各種機器を集約して設ける。 ・故障、メンテナンス時に作業のしやすい配置及び出入りとする。
階段室、廊下等スペース	面積に併せ適宜	【用途】 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎内の階段及び廊下。

		<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の緊急出動の動線と来庁者の動線を区別し衝突事故防止の配慮を行う。 ・出動時を考慮し、幅員等に余裕を持たせる。
男女トイレ	面積に併せ適宜	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女及び多目的トイレ。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各階に人員規模に応じた個数を確保する。 ・出動時に利用しやすい動線を考慮して設ける。 ・身障者の利用可能（オストメイト）な便所を1階に設置すること。 ・自然採光を考慮する。
ホース乾燥塔兼訓練棟（搭屋）	約 21 m ²	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災等で使用したホースを乾燥させるスペース。 ・訓練棟を兼ねた施設。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動昇降式とする。 ・最上階に至る階段を設ける。 ・床部分の排水設備を設ける。 ・ロープ登坂、応用登坂及び梯子登坂等、救助訓練基準に適合するよう、アンカー等付帯設備を含めて整備すること。 ・ロープ登坂及び応用登坂用の目盛り板を設ける。 ・梯子登板訓練用のアルミ梯子を設ける。 ・地上高 17m にロープ結索用の吊り下げアーム及び結索作業用足場を設ける。 ・訓練棟には開口部及びベランダ等を設ける。 ・随所に訓練所必要なロープを結索するアンカー等を設ける。 ・住民広報用の屋外拡声子局（スピーカー）を設ける。

(4) 付帯施設として必要な主な各室は、次の表を基本として検討しています。

室名	所要面積 (㎡)	所要機能
消防車両転回スペース	面積に併せ適宜	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両が安全に出入庫できるための車両転回安全確保スペース（舗装） <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の転回荷重に耐える舗装とする。 ・放水訓練等で十分な排水が可能なように排水溝を設け、床勾配を 1/100 以上確保する。
駐車場	※第 2 期取得用地と併せて検討する	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者及び職員駐車場、災害時消防団員駐車場。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路からの進入路は、緊急車両用とは別とする。
駐輪場	約 10 ㎡	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁者及び職員の駐輪場として使用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車、オートバイ用として屋根付きを確保する。（冬期間は封鎖できる構造とする。）
備蓄庫	※第 2 期取得用地と併せて検討する	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に使用する備蓄品を収納する倉庫。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町防災計画の備蓄品に則りスペースを確保する。
耐震性貯水槽	約 40 ㎡	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災対応及び災害時の飲料水確保に対応した飲料水型防火水槽の設備。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造の 40 t 以上の飲料水型防火水槽。 ・地下に埋設するものとする。
消火栓	1 基	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣火災や緊急時に使用する水利施設。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓の管は 150 mm 以上が望ましい。

ごみ置き場		【用途】 ・各種ごみ類の保管場所
掲揚ポール	約 5 m ²	【用途】 ・旗（国旗、組合旗、町旗等）の掲揚ポール。 【機能】 ・ポールを 3 旗（7m程度）設ける。
照明灯		【用途】 ・夜間災害時の車両及び装備の清掃等確保のための設備 【機能】 ・LED照明の活用する。
出動表示板	約 5 m ²	【用途】 ・住民への災害時出動周知用設備。 【機能】 ・文字及び赤色灯等で周知するもの。
電光掲示板	庁舎設置	【用途】 ・住民に火災予防広報等のための設備 【機能】 ・流れ文字、3色表示、反転文字機能を有するもの。
懸垂幕装置	庁舎設置	【用途】 ・防火防災用懸垂幕設置用設備 【機能】 ・ホース乾燥塔を活用する。
表示設備	敷地内	・道路脇の施設内に施設名称看板の設置。
外構	敷地内	【用途】 ・来庁者アプローチ部分を重点的に緑化し、景観形成を図る。 【機能】 ・緑化は維持管理が容易な樹種、風土に適した樹種を選定すること。 ・利用者の為に適切な外構及び周辺通行者の安全、且つ町の中心部におけるロケーションに配慮した外溝を整備する。

消防訓練場	約 3,080 m ² ※役場北側駐車場東側	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種消防訓練及び車両駐車スペース。 ・緊急消防援助隊受援スペース。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防車両の転回荷重に耐える舗装とする。 ・消防訓練場出入り口付近に、案内板を設置し、西側既存駐車場との差別化を図る。
-------	--------------------------------------	--

4 事業費及び財源

事業費については、今後、基本設計等の策定を通して庁舎の機能を具体化し、詳細に規模の算定を行っていくこととなりますので、それを基に具体的な積算を行うこととしています。

これまで述べたとおり、環境および住民の防災力向上に配慮した経済性の高い庁舎を目指し、無駄を省いて建設費の抑制に努めることを基本とします。

財源については、緊急防災・減災事業債を活用するなど負担軽減を図ります。

5 整備スケジュール

平成 32 年度の完成を目指し、平成 31 年度に建設予定地取得、測量・地質調査及び基本・実施設計を終了させ、消防庁舎本体及び消防訓練場の建設工事は平成 32 年度を予定しています。